

第5回WGでの検討結果

不法・危険盛土等への対処に関する課題とガイドライン（仮）への主な記載項目

主な課題

ガイドラインへの主な記載項目

【1】不法・危険な盛土等の監視・発見

- 発見の遅れによる対応の難航化
- 人員不足による不法・危険盛土等の発見・監視の限界

- パトロールによる発見
- 関係部局等との連携による発見
- 地域住民による通報
- 画像衛星解析等による不法・危険盛土等の監視・発見

【2】現状把握（報告の徴取、立入検査等）

- 原因者の把握
- 違法性の判断
- 危険性の判断

- 現状把握の進め方
- 立入検査
- 報告の徴取

【3】監督処分

- 監督処分ができない
- 監督処分に従わない

- 監督処分の判断基準
- 監督処分の実施方法
- 監督処分に従わない場合の対応

【4】勧告・改善命令

- 勧告・改善命令ができない
- 勧告・改善命令に従わない

- 勧告・改善命令等の進め方
- 勧告
- 改善命令

【5】行政代執行

- 躊躇ない行政代執行の実施
- 費用の徴収が困難

- 行政代執行の進め方
- 災害防止措置の実施
- 調査
- 費用の徴収

【6】刑事告発

- 告発するためのノウハウの不足

- 告発の手順、留意点

【7】関係部局との連携

- 庁内他部局との連携
- 市と県との連携
- 警察との連携

- 関係部局等との連携体制のあり方
- 警察の連携が可能な範囲

【凡例】

水色枠：第5回WG検討箇所

第5回WG検討結果（現状把握に関して）

【論点・疑問点】	検討結果
<p>○立入検査においてボーリング調査を行う際、土地所有者の同意は必要か。</p> <p>○立入検査において、事前の通知は必要か。</p>	<ul style="list-style-type: none">● 「立入検査」を行う際、実施可能なボーリング調査を含め、法律上は事前の通知や同意を必要としない。● なお、トラブル防止のため、土地所有者等へ事前の通知を行うことも考えられるが、不法または危険な盛土があることが疑われる場合や、所有者不明土地など土地所有者等の特定が困難な場合、事前に通知をすると証拠が隠滅され効果的に立入検査が実施できないおそれがある場合など、災害防止のため必要な場合には、事前に通知を実施することなく立入検査を実施して差し支えない。

第5回WG検討結果（監督処分、勧告・改善命令に関して）

【論点・疑問点】	検討結果
○監督処分と改善命令の違い	<ul style="list-style-type: none">● 原則として、許可の対象で、許可制度上の違反がある盛土等（＝不法盛土等）に該当する場合は監督処分により対応し、許可制度上の違反はないものの、危険性のある盛土等（＝危険盛土等）に該当する場合は改善命令により対応する。
○緊急工事停止命令（20条4項）の要件（弁明の機会の付与を行わず監督処分が可能な場合）	<ul style="list-style-type: none">● 工事停止命令をする際の弁明の機会を付与する期間については、災害防止措置命令と比べ、相手方の受ける損失も軽いため、短く設定して差し支えないが、それでもなお、災害防止のため必要な場合で、相手方の法令違反が明らかな場合は、弁明の機会の付与を行わないで工事停止命令が可能。● 具体的には、<ul style="list-style-type: none">✓ 現に技術的基準に違反しており、盛土等が崩落するおそれがある場合✓ 施工中の盛土等に、ひび割れや小規模な崩落等が確認される場合✓ 弁明の機会を付与している間、工事が進行すれば、盛土等が崩落する恐れがある場合✓ 降雨等が予見され、盛土等が崩落するおそれがある場合などが考えられる。

第5回WG検討結果（行政代執行に関して）（1/3）

非公開

行政代執行

代2

【論点・疑問点】 ○行政代執行の要件と法的解釈の整理(20条5項1号～3号)

検討結果 ● 盛土規制法では行政代執行法の特例が設けられており、それぞれの要件は以下の通りである。

代執行の種類	要件	要件解釈 補足事項
(参考) 通常代執行 (行政代執行法第2条)	①法律に基き行政庁により命ぜられた行為について ②義務者がこれを履行しない場合 ③他の手段によつてその履行を確保することが困難であり(補充性の要件) ④その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき(公益性の要件)	<ul style="list-style-type: none"> 一般法においては、③補充性の要件や④公益性の要件に該当するか、行政が判断する必要
緩和代執行 (盛土規制法第20条第5項第1号)	①災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた者が ②-1 期限までに措置を講じないとき ②-2 措置を講じても十分でないとき ②-3 措置を講ずる見込みがないとき	<ul style="list-style-type: none"> 行政代執行法第2条の特例として、①及び②-1～②-3のいずれかを満たす場合には、行政代執行が可能 ※「①災害防止措置を講ずべきことを命令」していることをもって、補充性の要件や公益性の要件に該当 ※ ②-1～②-3のいずれかを満たす場合には、行政代執行法の「②義務者がこれを履行しない場合」の要件に該当
略式代執行 (盛土規制法第20条第5項第2号)	①災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において ②過失がなく、当該災害防止措置を命ずべき者を確知することができないとき	<ul style="list-style-type: none"> 行政代執行法第2条の特例として、十分な調査を行っても命ずべき者を特定することができないときは、相当の期間を定めて、あらかじめ公告することで、代執行が可能
緊急代執行 (盛土規制法第20条第5項第3号)	①緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において ②災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。	<ul style="list-style-type: none"> 行政代執行法第2条の特例として、①「直ちに災害防止措置を講じなければ、人命に影響を及ぼすような重大な災害が発生するおそれがある場合」で、②「命令を発出し、命令を受けた者が履行期限までに災害防止措置を講ずることを待っていては、その重大な災害が発生するおそれや災害の発生を防止することが困難になる場合」には、命ずべき者に命令することなく、代執行が可能

第5回WG検討結果（行政代執行に関して）（2/3）

【論点・疑問点】	検討結果
○行政代執行法第2条の要件（補充性、公益性）との関係	<ul style="list-style-type: none">● 行政代執行法第2条においては、「他の手段によつてその履行を確保することが困難」（補充性の要件）かつ、「その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」（公益性の要件）に該当するか否かを行政が判断して代執行することとなっているが、盛土規制法では、監督処分や改善命令により災害防止措置を命じた場合においては、法第20条5項1号から3号に定める要件さえ満たせば、代執行ができることとなっている。● これは、盛土規制法に基づき、災害防止措置を命ずる盛土等は、基本的に人命への影響が危惧される「公益性の要件」に該当するもので、災害防止措置を講じなければ、災害発生のおそれを除去できない「補充性の要件」を満たすものであることから、行政代執行の実施にあたり、再度要件への適合性を検討することなく、むしろ、人命を守るため、躊躇なく、迅速に行政代執行ができるよう明文したものである。
○「過失がなくて工事主等を確知することができない」場合であれば、土地所有者等を一部確知している場合であっても略式代執行は可能か	<ul style="list-style-type: none">● 不法又は危険盛土等に多数の工事主等が関係する事案において、その工事主等の一部は確知できたが、確知できない者がいる場合には、確知できた者に対して命令を発出して措置が講じられない等の場合には、通常の手続きを行うとともに、確知できなかった者に対して代執行後の費用徴収権を確保するため、盛土規制法第20条第5項第2号に基づく公告を行った上で代執行を行うことが望ましい。

第5回WG検討結果（行政代執行に関して）（3/3）

【論点・疑問点】	検討結果
○緊急代執行(20条5項3号)の要件の解釈	<ul style="list-style-type: none">● ①「直ちに災害防止措置を講じなければ、人命に影響を及ぼすような重大な災害が発生するおそれがある場合」で、②「命令を発出し、命令を受けた者が履行期限までに災害防止措置を講ずることを待っていては、その重大な災害が発生するおそれや災害の発生を防止することが困難になる場合」には、命ずべき者に命令することなく、代執行が可能。
○監督処分・改善命令と行政代執行の内容に差異があっても許されるのか。	<ul style="list-style-type: none">● 監督処分又は改善命令の内容と行政代執行の内容に差異があっても許される。● 監督処分又は改善命令を行った事案において、どこまで代執行を実施するかは、工事主等又は原因行為者等に命じた災害防止措置等の内容にかかわらず、盛土の規模、これに起因する周辺住民への影響の程度、災害発生の危険性等の客観的事情を踏まえ、自治体の判断により決定することが望ましい。
○一つの現場に無許可工事を行った工事主が複数存在する場合、一部の工事主に対して費用徴収を行った後に確知した工事主に対して、費用を徴収して良いか。	<ul style="list-style-type: none">● 一つの現場に無許可工事を行った工事主が複数存在する場合、確知している一部の工事主のみならず、略式代執行に基づく公告を行った上で、後に確知した工事主に対しても、費用徴収を行うことができる。

第5回WG検討結果（告発に関して）（1/4）

【論点・疑問点】	検討結果
<ul style="list-style-type: none">○告発に対する自治体の姿勢○自治体職員の告発義務を明記すべきか。	<ul style="list-style-type: none">● 告発に向けた自治体の基本的な考え方は、以下の通りである。①告発の姿勢<ul style="list-style-type: none">● 公務員は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨規定されている趣旨を踏まえ、悪質性の高い違反行為については積極的に告発を行うこと。また、告発の受理を容易にするため、違反と疑われる行為を発見した段階で警察に一報し、違反性が判明次第、早めに警察に相談する。②法人処罰の考え方<ul style="list-style-type: none">● 事業主が相当の注意及び監督が尽くされたとはいえない場合には、行為者のほか、事業主についても、併せて告発を行うことで事業主の責任を適切に問うことが重要である。③告発と行政処分の位置付け<ul style="list-style-type: none">● 告発や刑事処罰を理由として、監督処分や改善命令といった行政処分を留保や控えることはせず、速やかに行政処分を行うこと。● 違反行為について検察官に送致されたり公訴が提起された場合には、行為者が情状の酌量を求めるために監督処分や改善命令に従うことも考えられることから、告発を行うこと。この場合、命令書の交付は、遅くとも公判手続の段階までに行うなど速やかにかつ効果的にその履行が期待できる時期に実施することが望ましい。
<ul style="list-style-type: none">○証拠資料	<ul style="list-style-type: none">● 告発をする上で、捜査を円滑にするためには適切に、証拠資料を提出することが重要である。● 告発に必要な資料およびひな形※を参照して、警察と密に連携し証拠書類を収集すること。（※ガイドラインにて記載予定）● 刑事手続きが進んだとしても、自治体は傍観することなく、証拠資料の提出等により、警察や検察官と連携を密にし、捜査に可能な限り協力をすること。● 証拠書類の収集にあたっては、写真や動画撮影が重要である。写真を撮影する場合は、撮影日時がわかるようタイムスタンプ（日時）を入れ、盛土等の状態、施工状況等が分かるよう様々な角度や距離から複数枚撮影すること。盛土の規模や状態等を記録する場合はスケールが分かるようポールやメジャー等を活用すること。● 被告発人の言動等を証拠書類とするためには、発言内容等を記録できるよう複数人で対応することが望ましい。

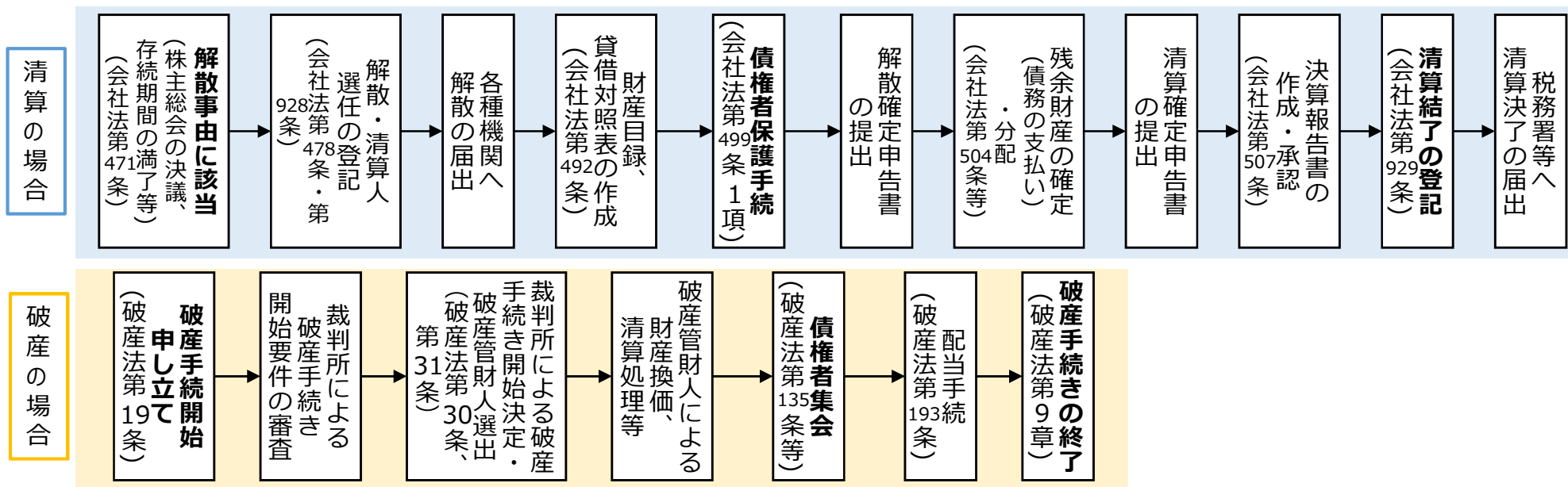
第5回WG検討結果（法人が解散した場合の取扱いに関して）（1/3）

【論点・疑問点】	検討結果
○法人が存続する期間	● 不法又は危険盛土等を行った法人について解散手続が開始された場合であっても、 清算の終了または破産手続完了までは、当該法人に対して責任追及を行うことができる。

■ 参考資料

【参考】行政処分の指針について（通知）（環循規発第 2104141 号 令和 3 年 4 月 14 日）p.31
 措置命令の対象者たる法人につき解散手続が開始された場合であっても、清算が終了し、又は破産手続が終結するまで当該法人は存続するものであるから、当該法人は措置命令の対象者となり得ること。

■ 清算手続と破産手続のフロー



■ 清算と破産の違い

	破産手続	清算手続
手続を行う者	財産処分については会社の代表者等が行う	裁判所及び破産管財人が行う
財産状況	債務超過時のみ	債務超過しない場合のみ

第5回WG検討結果（法人が解散した場合の取扱いに関して）（2/3）

【論点・疑問点】	検討結果
○法人が不法又は危険盛土等を行った場合の命令相手と罰則の適用	<p>【1-1. 不法盛土の場合（区域指定後に無許可で盛土を行った場合）】</p> <ul style="list-style-type: none">● 無許可で盛土を行ったことをもって、直接罰則が適用可能。<ul style="list-style-type: none">➢ 刑が科されるのは個人であることが前提となるため、実質的に盛土を行った行為者（代表者等）に対して、罰則を適用する とともに、法第60条の両罰規定を適用し、法人に対しても、罰則を適用。（法人重科が適用）➢ 法人が解散している場合は、法人に対して罰則は適用されない。 <p>【1-2. 不法盛土の場合（区域指定後に無許可で盛土を行った場合）】</p> <ul style="list-style-type: none">● 無許可盛土に対する監督処分（是正命令）に従わなかった場合、命令違反の罰則が適用可能。<ul style="list-style-type: none">➢ 無許可で盛土を行った工事主（法人）に対して、監督処分（是正命令）。➢ 工事主が命令に違反した場合、違反者（代表者等）に対して、命令違反の罰則を適用するとともに、法人に対しても罰則を適用。（法人重科が適用）➢ 命令時点で既に法人が解散している場合は、実際に盛土を行った行為者（代表者等）を工事主として扱い、工事主（代表者等）に対して監督処分（是正命令）を行い、命令に違反する場合、違反者（代表者等）に対して、命令違反の罰則を適用。➢ また、行政代執行後に法人が解散した場合、費用徴収が困難になることから、法人に対して監督処分（是正命令）するとともに、実際に盛土を行った行為者（代表者等）に対しても監督処分（是正命令）を行うことが望ましい。 <p>【2. 危険盛土の場合（区域指定前に危険な盛土を造成した場合）】</p> <ul style="list-style-type: none">● 危険盛土に対する改善命令に従わなかった場合、命令違反の罰則が適用可能<ul style="list-style-type: none">➢ 危険盛土の造成を行った者（法人）に対して、改善命令。➢ 行為者が命令に違反した場合、違反者（代表者等）に対して、命令違反の罰則を適用するとともに、法人に対しても罰則を適用。（法人重科が適用）➢ 命令時点で既に法人が解散している場合は、実際に盛土を行った行為者（代表者等）に対して改善命令を行い、命令に違反する場合、違反者（代表者等）に対して、命令違反の罰則を適用。➢ また、行政代執行後に法人が解散した場合、費用徴収が困難になることから、法人に対して改善命令するとともに、実際に盛土を行った行為者（代表者等）に対しても改善命令を行うことが望ましい。

第5回WG検討結果（法人が解散した場合の取扱いに関して）（3/3）

【論点・疑問点】	検討結果
○法人が行政処分に従わない場合、行為者（個人）の罪はどのように問うのか（誰に問えるのか）	<ul style="list-style-type: none">● 法人が行政処分に従わない場合は、法人の代表者等が罪に問われる。
○法人が解散している場合の命令・報告徴取の対象者	<ul style="list-style-type: none">● 命令すべき法人が解散している場合、実際に盛土を行った行為者（代表者等）に対して命令を行う。● 具体的には、従業員に不法または危険な盛土行為を指示した法人の代表者・役員等や、不法または危険な盛土行為が行われていることを知りながら、それを阻止する措置を講じなかった代表者・役員等の「盛土行為への関与が認められる代表者・役員等」のほか、本来管理・監督する立場にありながら、何ら注意を払わず、その結果、不法または危険な盛土行為を見過ごすに至った代表者・役員等の「その職務を行うにつき悪意又は重過失があり、そのために不法または危険な盛土行為を招いたものと認められる代表者・役員等」が対象になる。● また、不法又は危険な盛土を行った法人が既に倒産している場合、実際に盛土行為を行った者について、自ら実施した盛土により当該土地を占有している占有者と扱い、報告徴取の対象とする。
○是正・改善命令を行った法人が解散した場合の行政代執行及び代執行費用の徴取	<ul style="list-style-type: none">● 命令を受けた法人が倒産した場合、行政代執行費用の徴取が困難になることから、予め費用徴収権を確保するため、法人に加えて、盛土を行った行為者（代表者等）に対しても命令を行うことが望ましい。● また、仮に、代表者等に命令を行っていなかった場合で、命令を受けた法人が行政代執行前に倒産した場合は、費用徴収権を確保するため、盛土を行った行為者（代表者等）に対しても命令を行って差し支えない。● また、行政代執行が終了し、費用納付命令を発出した法人が、清算手続きを開始した場合は、債権がある旨の届出を行い、費用徴収に努める必要がある。